

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童手当に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、児童手当に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市教育委員会

公表日

令和7年4月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。市では、児童手当等の支給等に関して、台帳等の備付け並びに父母指定者指定届、認定請求書、額改定認定請求書、額改定届等、現況届及び受給事由消滅届等の処理並びに費用等の特別徴収を行っている。 番号法においては、別表第一の56の項の規定のとおり、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務について個人番号を用いることになる。
③システムの名称	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル及び宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項及び児童手当法第4条等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における 【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 42、125、141及び161の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 106及び107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滑川市教育委員会 子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
滑川市長(補助執行により教育委員会が事務実施)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	砂田 志賀子	石川 美香	事後	
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成26年10月1日	4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年12月20日	他の評価実施機関		滑川市長(補助執行により教育委員会が事務実施)	事前	
平成29年12月20日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当事務システム、宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	児童手当事務システム、宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、電子申請システム	事前	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	子ども課長 石川 美香	子ども課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第二における	番号法第19条第8号 別表第二における	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当事務システム、宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、電子申請システム	児童手当事務システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	滑川市(監査委員事務局)富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111	滑川市(監査委員事務局)富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475	事後	電話番号の変更に伴うもの
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滑川市(総務部企画政策課)富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111	滑川市(総務部DX推進課)富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	①滑川市教育委員会子ども課 ②子ども課長	①滑川市教育委員会子育て応援課 ②子育て応援課長	事後	組織再編に伴うもの
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項及び児童手当法第4条等行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法第9条第1項 別表の81の項及び児童手当法第4条等行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 26、30及び87の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 74及び75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 第19及び44条 【情報照会の根拠】 第40条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 42、125、141及び161の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 106及び107の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月18日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当事務システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	
令和7年4月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	